

# 1. 地区特性、交通バリアフリー化からみた主な課題

地区  
南海本線堺駅・  
南海高野線堺東駅  
を含む都心地区

## 地区特性

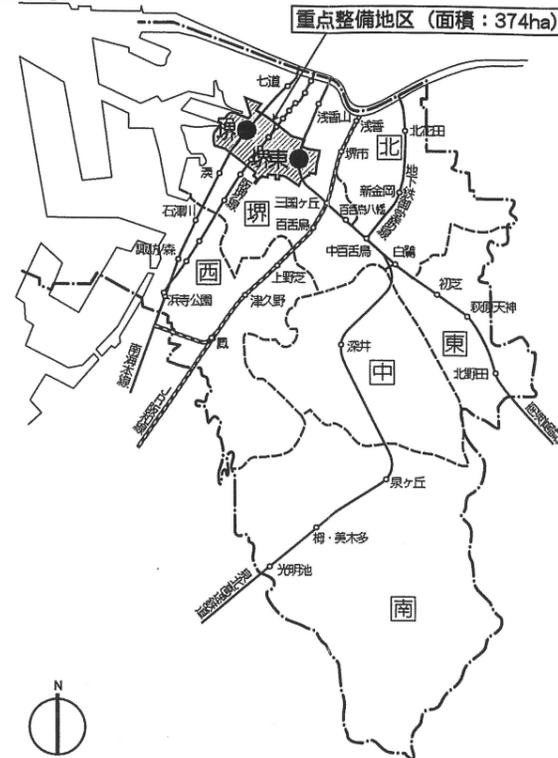
### 【データ】（堺駅）

- ① 1日平均乗降客数……33,166人/日（実績）
- ② 高齢者利用数……3,902人/日（推定）  
身体障害者利用数……931人/日（推定）
- （注）高齢者利用者数 = 1日平均乗降客数(①) × 市平均高齢者率  
身体障害者利用者数 = 1日平均乗降客数(①) × 市平均身体障害者率
- ③ 駅前広場概要
  - ・面積（東側）……7,400㎡
  - バスバース数（東側）……9
  - タクシーバース数（東側）……1
  - ・面積（西側）……5,000㎡
  - バスバース数（西側）……1
  - ・面積（南側）……1,800㎡
  - バスバース数（南側）……3
  - タクシーバース数（南側）……1

### 【データ】（堺東駅）

- ① 1日平均乗降客数……65,799人/日（実績）
- ② 高齢者利用者数……7,742人/日（推定）  
身体障害者利用者数……1,848人/日（推定）
- ③ 駅前広場概要
  - ・面積（東側）……5,700㎡（計画）
  - ・面積（西側）……5,500㎡（整備済）
  - バスバース数……25（駅広内13）
  - タクシーバース数……1

### 【位置図】



### 【交通バリアフリー化からみた主な課題】

#### ① 堺駅周辺地区

- 鉄道駅
  - ・駅構内・構外ともにエレベーター、エスカレーターによる段差解消された経路が整備済みである。
  - ・利便施設については、障害者用便所、待合室などが整備済みである。
  - ・情報提供施設については、誘導警告ブロック敷設位置の改善などの課題がある。
- 駅前広場
  - ・歩行空間の屋根は整備済みであるが、使いやすいベンチ、分かりやすい情報提供装置の再整備の検討が必要である。
- 道路
  - ・当該地区内の歩道整備は幹線道路をはじめとして整備済みであるが、円滑化基準などからみると一部区間で段差、横断勾配などが基準を満たしていない。
  - ・誘導警告ブロック上の看板・不法駐輪による通行の妨げが生じている。
- 信号・交差点
  - ・駅前の主要交差点での音響信号設置済みである。

#### ② 堺東駅周辺地区

- 鉄道駅
  - ・駅構内・構外ともにエレベーター、エスカレーターによる段差解消された経路が、利用者が最も多い西口方面において整備されているが、北口・東口では未整備である。
  - ・利便施設については、障害者用便所、待合室などが整備済みである。
  - ・情報提供施設については、構外エレベーター位置がわかりにくい、誘導警告ブロック敷設位置の改善などの課題がある。
- 駅前広場
  - ・バス乗り場の位置案内など駅前広場内の情報案内整備が不十分である。
  - ・歩行空間の屋根は整備済みであるが、移動しやすい路面整備、使いやすいベンチ、分かりやすい情報提供装置の再整備の検討が必要である。
- 道路
  - ・当該地区内の歩道整備は幹線道路をはじめとして整備済みであるが、円滑化基準などからみると一部区間で段差、横断勾配などが基準を満たしていない。
  - ・歩道、商店街などに不法駐輪車両、商品・看板のはみ出しが、通行の妨げになっている。
- 信号・交差点
  - ・駅前の主要交差点での音響信号、エレベーターなどが設置済みである。

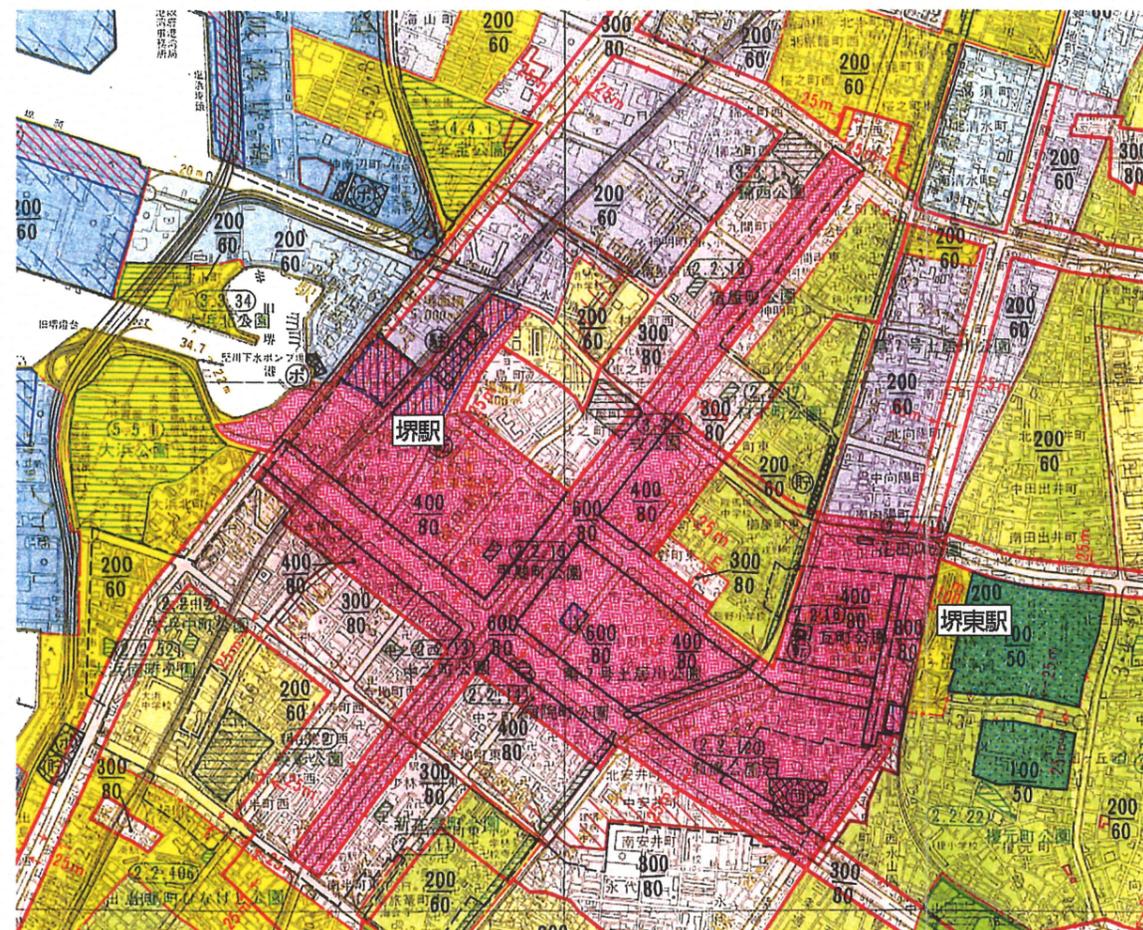
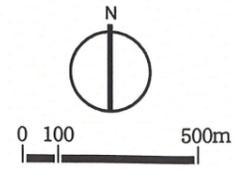
### 【地区特性】

- ・堺駅、堺東駅は、大阪市の南側に位置し、堺市の行政・商業業務の中核となる都心地区の東西に位置する駅である。
- ・当地区については、堺東駅並びに堺駅周辺を核に、中心市街地活性化事業（TMO支援事業<sup>\*1</sup>、合同庁舎整備事業、商店街パティオ事業<sup>\*2</sup>、再開発事業）や堺駅周辺整備などにより、商業立地を推進すると共に高次都市機能の集積を図り、堺市における行政・業務の中心拠点及び集客拠点の活性化をめざしている地区である。
- ・堺東駅周辺地区については、堺市役所・堺支所などの官公庁・文化施設及び大規模店舗、商店街などの商業施設が集積している。堺駅周辺地区については、堺駅西口再開発事業に伴い、シティホテル、大規模店舗などの集積する新たな商業業務地区を形成している。
- ・堺東駅は市内最大の鉄道・バスのターミナル結節点であり、堺駅は西の玄関口となる鉄道・バスターミナル結節点である。

\*1 TMO事業：TMO(Town Management Organization)は、様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースすることを示す。TMOの事業実施地域は、市町村の基本計画で決定される。

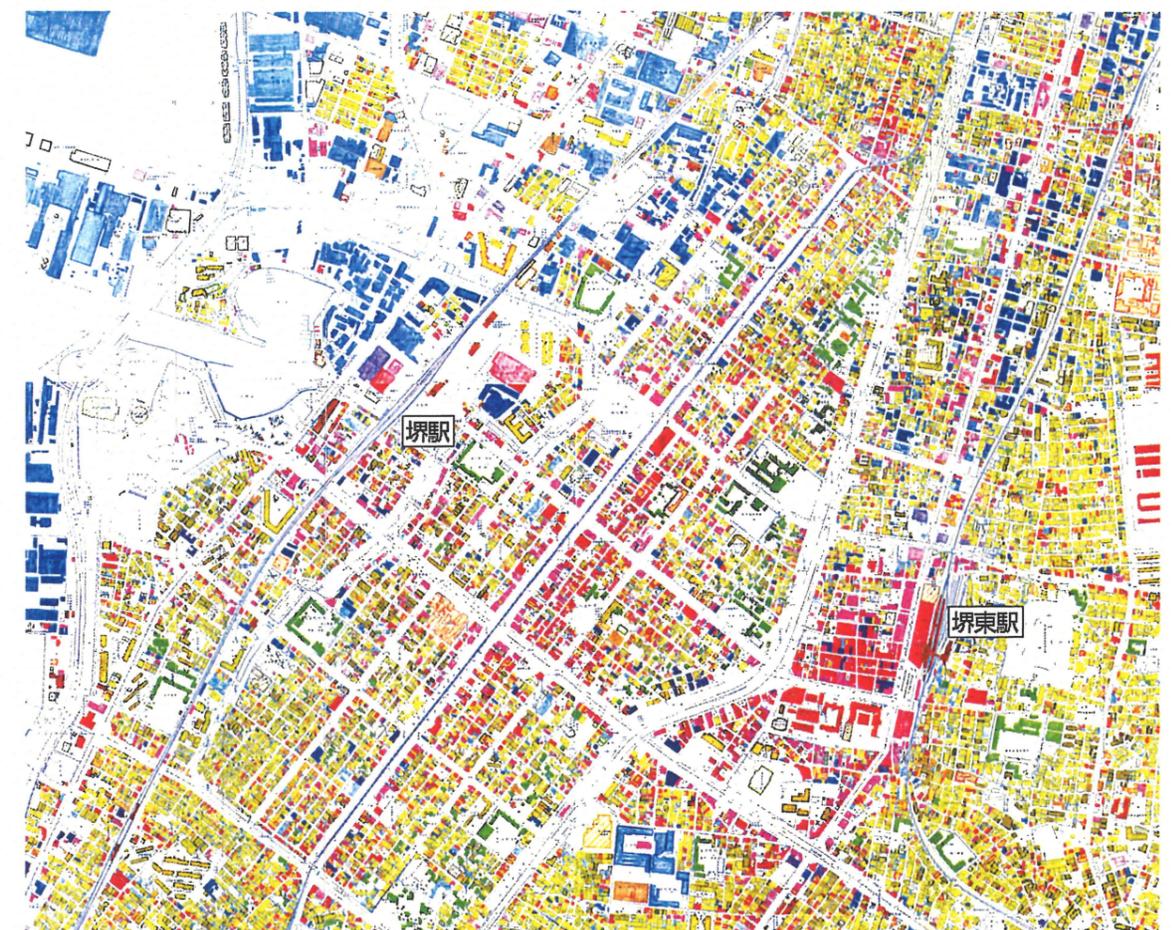
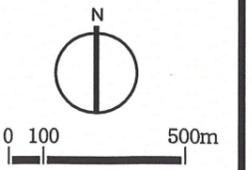
\*2 商店街パティオ事業：商店街における気軽で快適な交流空間の創造を図るため、北瓦町一丁地区の敷地約800㎡において商店街パティオ事業を行う。

用途地域図



平成12年11月作成

建物用途現況図



平成9年12月末現在